◇**港湾法施行令の一部を改正する政令**（政令第二五三号）（国土交通省）

1　技術基準対象施設として移動式荷役機械（自動的に、又は遠隔操作により荷役を行うことができるものに限る。）を追加することとした。（第一九条関係）

2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇**医療法施行令の一部を改正する政令**（政令第二五四号）（厚生労働省）

1　病院又は療養病床を有する診療所の管理者が行う患者の状況、従業者の配置の状況その他の事項に関する報告について、管理者の負担軽減を図るため、報告事項から従業者の配置の状況を削除することとした。（第四条の八第一項関係）

2　この政令は、平成二九年一〇月一日から施行することとした。

政　令

総合法律支援法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年九月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十九号

総合法律支援法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、総合法律支援法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十三号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

総合法律支援法の一部を改正する法律のうち総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第四条の改正規定（「同じ。）」の下に「及び行政不服申立手続（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）による不服申立ての手続をいう。第三十条第一項第二号において同じ。）」を加える部分に限る。）、同法第三十条第一項第二号の改正規定（同号ホに係る部分を除く。）、同号の次に三号を加える改正規定（第四号に係る部分を除く。）、同法第三十二条の次に一条を加える改正規定及び同法第三十四条第二項の改正規定（同項第一号中「並びに同号ロ」を「、同号ロ」に改める部分、「支払に関する事項」の下に「並びに同項第三号の業務の実施に係る援助を受けた者の費用の負担に関する事項」を加える部分及び「同号に」を「同項第二号に」に改める部分並びに同号の次に一号を加える部分に限る。）の施行期日は、平成三十年一月二十四日とする。

法務大臣　上川　陽子

内閣総理大臣　安倍　晋三

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年九月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十号

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三四号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号、第〇七一三・六〇号及び第〇七一三・九〇号の項中「平成二九年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二九年一〇月一日から平成三〇年三月三一日まで」に、「五〇、〇〇〇トン」を「七〇、〇〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「平成二九年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二九年一〇月一日から平成三〇年三月三一日まで」に、「二八二、四〇〇トン」を「二三九、三〇〇トン」に改める。

附　則

この政令は、平成二十九年十月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年九月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十一号

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十九年十月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

経済産業大臣　世耕　弘成

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年九月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十二号

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第七十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法施行令（平成二十三年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第三号中「第六章」の下に「（第五十八条の二を除く。以下この号及び第三項第二号において同じ。）」を加え、同項第四号中「第六号」を「第七号」に、「第三十六条の二」を「第三十六条の三」に改め、同項第五号中「第六十四条第一項」を「第三十六条の三第一項の規定による認可、同条第二項の規定による事業報告書及び収支決算書の受理、法第五十五条の四第三項の規定